

令和 4 年 1 月 31 日

お取引いただく事業者の皆様へ

新富町会計管理者
(公 印 省 略)

請求書への押印省略について

新富町では、令和 4 年 3 月 1 日以降にご提出いただく請求書について、押印を省略できるようになります。詳しくは次のとおりです。

1. 押印省略できる書類

●請求書

2. 押印省略する場合の手続き

請求書に下記のどちらかを記載することにより押印省略が可能です。

●新富町の債権者コードを記載してください。

●発行責任者及び担当者の部署名・氏名・連絡先を記載してください。

(発行責任者及び担当者は同一人物でも可能です。)

3. 注意事項

●入札書、見積書、契約書、請書、着手届、完了届等は押印の省略ができません。

●これまでとおり請求書に押印いただいてもかまいません。

●債権者登録（新規・変更・廃止）をご希望の方は、新富町ホームページにて様式をダウンロードし、郵送またはメールでご提出ください。

●必要に応じて、身分証明書の確認や振込口座の通帳等のコピーを取らせていただく場合がございますのでご協力をお願い致します。

(お問い合わせ先)

新富町役場 会計課 黒木・川西

電話：0983-33-6049

Mail：kaikei_k@town.shintomi.lg.jp